

さが農水産業働く環境サポート補助金にかかるQ&A

令和8年3月26日

佐賀県農業会議

質 問		回 答	
Q1	「さが農水産業働く環境サポート補助金」の目的は何ですか	A1	補助金交付要綱 第1条 を参照してください。
Q2	補助の対象者は、どのような方ですか	A2	補助金交付要綱 第2条及び別表第1（第3条関係）の補助対象者を参照してください。
Q3	林業が対象になっていないのは、なぜですか。	A3	林業については佐賀県森林組合連合会が事業主体で行う別事業により支援するためです。
Q4	農林水産物を集荷するだけの業者は対象になりますか	A4	対象者は、佐賀県内で農水産業を営む経営体となっていますので、単なる集荷するだけの経営体は対象になりません。
Q5	今年度は農協や漁協まで対象になったのですか	A5	団体においても、雇用者の環境改善を行い、人材の確保を推進するために対象を拡充しました。
Q6	農協や漁協の対象となる施設は、どのような施設ですか	A6	①から③を満たす、育苗及び種苗生産・乾燥調製・集出荷・検査・加工・培養等を行う施設の環境整備であること。 ①過去に補助事業を活用している場合は、財産処分制限期間を過ぎているもの又は交付申請までに財産処分の承認等の改修等に係る手続きが完了するもの ②固定資産の取得にあたり、総会や総代会で議決が必要なものは、議決された機械・施設であること ③正職員以外の従業員が従事する施設であること（正職員のみが従事している施設は対象外）
Q7	該当する事業者であって、対象にならない事業者はありますか	A7	公募要領 2 補助対象者の（2）に該当する者
Q8	補助の要件を教えてください	A8	補助金交付要綱 第3条及び別表第1（第3条関係）の要件、公募要領の「3 補助要件、補助率及び補助金額」を参照してください。

質 問		回 答	
Q9	提出期間を教えてください	A9	公募要領 8 応募手続き等の概要（2）を参照してください。
Q10	一次募集後に追加募集はありますか	A10	公募要領 8 応募手続き等の概要（2）を参照してください。
Q11	提出期限において、郵送の場合、消印有効ですか	A11	公募要領 8 応募手続き等の概要（3）を参照してください。
Q12	提出書類が不受理となる場合は、どのような場合ですか	A12	提出期日までに申請書及び添付資料等がそろっていない場合は不受理となります。
Q13	補助対象に消費税等は含まれますか	A13	補助対象に消費税等は含まれません。
Q14	補助率はどれくらいですか	A14	補助金交付要綱 第3条及び別表第1（第3条関係）の要件、公募要領 「3 補助要件、補助率及び補助金額」を参照してください。
Q15	補助金の上下限額はありますか	A15	補助金交付要綱 第3条及び別表第1（第3条関係）の要件、公募要領 「3 補助要件、補助率及び補助金額」を参照してください。
Q16	対面による聞き取り調査とは、どのようなことを聞かれるのですか	A16	書類上では、不明確な点を中心に聞き取りを行いたいと考えています。特に、整備される箇所や機器類等の配置が適正な配置とされているかを中心に聞き取りを行いたいと思います。
Q17	説明会開催とありますが、期日に参加できない場合は、申請できないのでしょうか。	A17	説明会に参加されなくても申請することは可能です。また、当日、説明会に参加できない場合は、WEBでの参加やアーカイブで聴講できるようにしたいと考えています。詳細事項は、佐賀県農業会議HPを参照してください。
Q18	総事業費の下限を教えてください	A18	補助率が3分の2以内となっていますので、総事業の下限は45万円以上になります。
Q19	事業の対象になった経費については、補助金受領後に支払ってもよいのですか	A19	事業の対象経費については、事前に総額支払っていただき、書類や通帳等で支払い完了の確認後に補助金を支給する形となります。

質 問		回 答	
Q20	振り込み手数料、支払い手数料や送料は対象になりますか	A20	補助対象外になります。
Q21	クレジットカードで支払うことはできますか	A21	クレジットカードで支払いにおいて、ポイント付加がされる場合がありますので、支払いについては銀行振り込みのみとしています。
Q22	カード等のポイントで支払うことは可能ですか	A22	ポイントを使用して一部または全額支払われた場合、値引きと同等扱いとなり補助対象経費から除外となります。
Q23	交付申請前に導入した施設、設備、機器等は対象になりますか	A23	交付申請前に導入した施設、設備、機器等については対象になりません。
Q24	総事業費の全額を事前に支払う必要がありますが、自己資金を持ち合わせていない場合はどのようにすればいいのですか	A24	自己資金を持ち合わせていない場合は、申請者が銀行等の金融機関から借入れをお願いいたします。
Q25	補助対象の区分はどのようなものがありますか	A25	補助金交付要綱別表第2「補助事業の対象と認められる経費」及び公募要領6「補助対象事業」を参照ください。
Q26	取り組み事例は、どのような事例を想定されていますか	A26	公募要領6「補助対象事業」の取組例を参照してください。
Q27	補助事業の対象として認められない経費はどのようなものがあるのか	A27	補助金交付要綱別表第3「補助事業の対象として認められない経費」及び公募要領12(3)を参照ください
Q28	常時使用する従業員とは、どのような者を指すのか教えてください	A28	補助金交付要綱 第2条を参照してください。
Q29	雇用の実態又は計画が確認できるとは	A29	雇用契約書や雇用通知書によって確認します。 また、給与支払い実態も確認いたします。
Q30	雇用予定している場合、いつまでに雇用すればいいのでしょうか	A30	補助金交付要綱別表第1(第3条関係)の要件及び公募要領 3補助要件、補助率及び補助金額を参照してください。

質 問		回 答	
Q31	補助事業の実施期間は、いつまでですか	A31	交付決定の日から令和8年12月15日までです。令和8年12月15日までに施設・設備等の施工を完了するとともに支払いまで終わらせてください。
Q32	他法令との関連はどのようになりますか	A32	農林水産業に関する法令の順守は同然ながら、他の法令も順守する必要があります。例えば、建物を建設する場合、建築基準法を順守するとともに建築基準の許可等を竣工日までに終わらせる必要があります。
Q33	採択については、申し込み順になりますか	A33	申し込み順ではありません。交付申請書等の書類を確認後、審査会を経て採択を決定いたします。
Q34	採択にあたっての優先順位はありますか	A34	申請額が予算額を上回った場合は、雇用人数（実質）、農福・水福連携の取組、前年度の採択状況等を考慮して優先順位を決定する場合があります。
Q35	審査結果はどのように通知されますか	A35	申請者全員に採択・不採択の結果を事務局から通知するとともに、佐賀県農業会議のホームページにおいて公開いたします
Q36	事業内容の変更により、補助金の増額はできますか	A36	補助金交付要綱第9条（2）のとおり補助事業に要する経費配分や事業内容変更の場合は、承認を受ければ可能ですが、交付決定時の補助金額を超えての交付はできません。
Q37	補助対象となる経費はいくら以上からになりますか	A37	補助対象となる経費は見積金額が10万円（税抜）以上のものに限り、少額の経費については、複数を同一業者にまとめて発注することを前提に見積りを依頼し、見積の合計金額が10万円（税抜）以上となるようにしてください。見積金額の合計が10万円（税抜）に満たない場合は、補助対象経費となりません。例えば、12万円のエアコンを4台購入した場合、12万円×4台＝48万円となり、補助対象となる下限の事業費が45万円以上となっています。この場合、事業の対象となります。
Q38	申請する書類についてを教えてください。	A38	補助金交付要綱 様式第1号、添付資料及び別添参照様式等を参照に提出してください。
Q39	申請する書類（補助金交付要綱 様式第1号）及び添付資料の中で、雇用の実態又は計画が確認できる書類とは、具体的にどのようなものですか	A39	具体的には、雇用契約書や雇用通知書と考えてください。申告書の中での専従者給与では、確認ができないので、第三者が見て確認できる書類を添付してください。

質 問		回 答	
Q40	提出した申請書等の書類は返却していただけるのですか	A40	提出書類等の返却はしませんので、申請者側でコピーを取るなど控えを保管してください
Q41	事業が不採択や交付取り消しになる場合は、どのような場合ですか	A41	補助金交付要綱 第15条及び公募要領6を参照してください。
Q42	「さが農水産業働く環境サポート補助金」は、会計検査対象になりますか	A42	補助金の原資は、国からの交付金を活用していますので、会計検査の対象になります。このため、財産管理台帳の作成や必要な書類の整備管について、適正な対応をお願いします。
Q43	賃貸している施設に空調施設等を整備する場合、対象になりますか	A43	賃貸している施設についても対象になりますが、賃貸借契約書の写し又は貸主の承諾書（任意様式）を提出してください。
Q44	財産処分制限期間内に処分する場合は、どのようにになりますか。	A43	交付要綱第17条（財産の処分の制限）を参照ください。 なお、補助金返還の対象になる可能性があります。 賃貸物件に施工を行った場合は、賃貸契約の解除等により補助金返還の対象になる可能性がありますので、交付申請前に貸主の承諾を得てください。
Q45	さが農水産業働く環境サポート補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第1に示されている補助対象者のうち、これからハウス等施設を新規で建設する新規就農者も対象となりますか	A44	ハウス等施設の建設が確実と認められる場合（ハウス等施設の補助事業の計画が承認されている等）に限り、対象となります。 しかしながら、本補助金の交付決定後においても、ハウス等施設の建設が確実でないと判断された場合（本補助金の実施期間内に建設工事に係る契約が締結なされていない等）は、交付要綱第9条1項（5）の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消すことがあります。 なお、本補助金に係る契約行為はハウス等施設の建設工事とは別に行うとともに、本補助金に係る着工はハウス等施設工事の着工以降としてください。その際、本補助金で導入する施設・設備等がハウス等施設工事の支障とならないようにするとともに、工事期間中にハウス等施設工事のために使用されるなど他の用途への使用が発生しないようその取扱いを明確に区分してください。
Q46	新規就農者ですが、今回の事業では雇用することが条件になっていますが、いつまでに雇用すればいいのですか	A45	原則、事業が完了する12月15日までに雇用をお願いします。雇用されましたら雇用契約書の提出をお願いします。特別な理由がある場合は、理由書（任意様式）を添えて雇用される予定期日までに雇用契約書を提出してください。